

成田市生涯スポーツマスタープラン策定業務委託 仕様書

1 委託業務名

成田市生涯スポーツマスタープラン策定業務委託

2 委託の目的

本市では、平成11年度に成田市生涯スポーツマスタープラン、平成22年度に第2次成田市生涯スポーツマスタープランを策定し、市民が生涯にわたりスポーツ活動を行うことができるよう、諸施策を推進してきたところである。このプランは、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度を初年度とする新たな成田市生涯スポーツマスタープランを策定することとしている。本計画は2カ年で策定することとし、令和元年度は市民のスポーツに関する活動状況や市民意識調査（アンケート）などの基礎調査を行い、令和2年度に骨子、素案を作成し、幅広い意見を取り入れながら新たな生涯スポーツマスタープランを策定する。

なお、本市では平成29年度の組織改編により、教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課は、スポーツ振興課として市長部局のシティプロモーション部に移管された。このことから、スポーツ活動の促進やスポーツ施設の充実などこれまで推進してきた各施策に加え、新たにスポーツツーリズムなどのシティセールス・シティプロモーションを意識した施策展開も求められている。また、生涯スポーツマスタープランは、「生涯学習推進計画」の主要施策の1つである「生涯スポーツの振興」を担うという位置づけのもと、生涯学習推進計画を上位計画としてきた。次期計画については、生涯学習推進計画とは並列という位置づけとし、新しい視点からスポーツの推進に関する計画を策定する必要がある。

このようなことから、本市のこれまでの経緯や地域特性を踏まえ、オリンピック・パラリンピック以降の本市のスポーツの将来像を見据えた新たなスポーツマスタープランとするため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、豊富な経験と高い専門知識を有し、新たな視点から策定作業を効率的に行うことができる事業者へ委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) 基礎資料の収集・整理

ア スポーツを取り巻く環境の整理

近年の社会情勢や国・県の動向について整理するとともに、本市のスポーツを取り巻く環境を整理する。また、本市の公共体育施設一覧やスポーツに関するできごとなどを整理する。

(2) 市民意識調査（アンケート）の実施

市民2,000人（満16歳以上の市民1,000人及び満6歳～15歳の市内小中学生1,000人）を対象に郵送発送・回収によるアンケート調査を実施し、市民ニーズを把握する。

なお、設問設定に当たっては、第2次成田市生涯スポーツマスタープラン策定当初（平成21年度）、中間年（平成26年度）に実施した同調査内容との連続性を確保する一方、新たな視点からの設問を入れることとする。また、一部生涯学習推進計画の進捗が分かる設問も入れることとする。

ア 調査票作成及び印刷

調査票は、成田市（以下「発注者」という。）と受注者が協議のもと検討し作成する。なお、設問数は、満16歳以上の市民が30問から40問程度、小中学生が10問程度とする。

発送用、返信用封筒の用意、調査票、返信用封筒の印刷、封入作業、発送作業、郵送料の負担は受注者が行うものとする。調査対象者の抽出、宛名ラベル印刷は発注者が行うものとする。

イ 集計・分析

回収後の調査票は、受注者が集計・分析を行う。

- ① 属性クロス（年齢別等）集計のほか、必要に応じて設問間クロス集計を行う。
- ② 必要に応じて過去の調査との経年比較を行う。
- ③ 自由回答記載のとりまとめを行う。

(3) 現行計画の評価

第2次成田市生涯スポーツマスタープランの施策、重点事業、数値目標の取組み・達成状況を評価・分析し、成果や課題を整理する。

(4) 地域特性の整理

上記（１）から（３）の内容を踏まえ、本市においてスポーツ振興に活かすことができる特性を整理する。

（５）基礎調査報告書の作成

上記（１）から（４）の内容を踏まえ、基礎調査報告書を作成すること。

（６）生涯スポーツマスタープランの策定

本市の総合計画である「NARITAみらいプラン（3-2-3スポーツに親しめる環境をつくる、4-1-2空港を活用し新たな成田の魅力を開発する）」や「成田市スポーツツーリズム推進戦略」などと整合を図り、新たなスポーツ振興の指針を示すものとする。また、第2次成田市生涯スポーツマスタープランの成果や課題、基礎調査報告書を踏まえるとともに共生社会の実現にも触れ「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を一層推進する内容とする。

ア スポーツ振興に関する基本的な考え方の見直し検討

基礎調査の結果を踏まえ、本市におけるスポーツ振興の将来像、基本理念、目標等を見直しを検討し、東京オリンピック・パラリンピック以降の将来像、基本理念、目標等を示す。

イ 施策の見直し検討

スポーツ振興に関する基本的な考え方を踏まえ、施策と事業の見直しを検討し、新たな施策と事業の方向性を示す。

（７）各種会議の運営支援及び出席

生涯スポーツマスタープランの策定に当たり、発注者との打ち合わせ会議6回程度、生涯学習推進協議会等の会議資料作成を4回程度行う。

（８）パブリックコメントへの対応

パブリックコメントを実施するにあたり、資料作成や寄せられた意見についての対策案を検討する。

（９）生涯スポーツマスタープラン及び生涯スポーツマスタープラン概要版等の作成及び印刷製本

・成田市生涯スポーツマスタープラン 300部

- (A4 縦版 横書き 左綴じ 本文100ページ程度 フルカラー)
- ・成田市生涯スポーツマスタープラン概要版 300部
(A4 縦版 横書き 左綴じ 本文10ページ程度 フルカラー)

※生涯スポーツマスタープラン及び概要版については、いずれも適宜写真やイラスト等を加え、親しみやすいデザインとすること。

5 提出書類

(1) 委託契約締結後

- ① 着手届
- ② 主任技術者届及び経歴書
- ③ 管理技術者届及び経歴書
- ④ 業務工程表 (任意様式)

(2) 業務完了後

- ① 完了届
- ② 成果品

6 管理技術者及び技術者

管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

7 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

8 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が事故の責任において一切を処理するものとする。

9 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了を速やかに返却するものとする。

る。

1 0 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・修正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

1 1 成果品

- ① 基礎調査報告書の原稿データ
- ② 生涯スポーツマスタープラン、生涯スポーツマスタープラン概要版の各原稿データ一式
- ③ 生涯スポーツマスタープラン（A4判、フルカラー 300部）
- ④ 生涯スポーツマスタープラン概要版（A4判、フルカラー 300部）

※原稿データについては、「マイクロソフト・ワード」等の修正可能な電子データ及びPDFデータを電子記録媒体により提出する。

1 2 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

1 3 その他

（1）法令等の順守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2）費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

（3）疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

※また、優れた提案の内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受注者と協議して決定するものとする。